

行政文書開示請求書

令和3年8月11日

文化庁長官 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

田中 智之

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)
〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目7番19号 5階

TEL 052(218)3655

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

平成30年度「文化芸術創造拠点形成事業」に関し、下記した補助事業者である愛知県から文化庁に提出がされている実施計画書、補助金交付申請書、実績報告書。及び文化庁が愛知県へ補助金を送付した年月日と金額を明らかにする文書。

記

補助事業者名 愛知県
事業の区分 地域の文化芸術振興枠
事業名 国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」開催事業
採択額 22,480千円

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()
<実施希望日>
イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙を貼ってください。	(受付印)
---------------------	------------------	-------

※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	

開示決定等の期限の延長について（通知）

田中 智之 様

文化庁長官
都 倉 俊 一
(公印省略)

令和3年8月11日付け（令和3年8月13日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
平成30年度「文化芸術創造拠点形成事業」に関し、下記した補助事業者である愛知県から文化庁に提出されている実施計画書、補助金交付申請書、実施報告書。及び文化庁が愛知県へ補助金を送付した年月日と金額を明らかにする文書。

記

補助事業名 愛知県
事業の区分 地域の文化芸術振興枠
事業名 国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」開催事業
採択額 22,480千円

- 2 延長後の期限
令和3年10月12日（火）まで
- 3 延長の理由
業務が集中しており、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことが困難であるため。

* 担当課等
文化庁地域文化創生本部暮らしの文化・アートグループ TEL 075-330-6720

行政文書開示決定通知書

田中 智之 様

文化庁長官
都 倉 俊 一
(公印省略)

令和3年8月11日付け(令和3年8月13日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・「平成30年度文化芸術創造拠点形成事業」に対して愛知県から提出された「国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」開催事業」に関する以下の文書
 - 1) 平成30年度文化芸術創造拠点形成事業実施計画書
 - 2) 平成30年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付申請書
 - 3) 平成30年度文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)実績報告書
- ・「平成30年度文化芸術創造拠点形成事業」で採択された「国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」開催事業」に関して、文化庁から愛知県へ補助金を送付した際の支出決定決議書

2 不開示とした部分とその理由

- (1) 1) 「平成30年度文化芸術創造拠点形成事業実施計画書」のうち、担当者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号本文前段に該当するとともに、公表慣行のない個人の氏名であることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められないため、不開示としました。
- (2) 「支出決定決議書」のうち、金融機関名、店舗名、預貯金種別、口座番号については、地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書に該当するとともに、契約に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、第6号ロに該当するため、不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国(訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。)を被告として、同法12条に

規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

3 開示の実施の方法等（*同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

下記に記載した方法のうち、希望される方法等により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示を受けた場合の基本額	行政文書全体について開示を受けた場合の開示実施手数料 (注1)
A 4判文書 43枚 (片面43枚)	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	450円	150円
A 3判文書 2枚 (片面2枚)	③スキャナーにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	550円 (注2)	(注2)
	④スキャナーにより電子化し、DVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	570円 (注2)	(注2)

(注1) 「行政文書の開示の実施方法等申出書」提出時に必要な収入印紙の額になります。ただし、複数の開示の実施の方法を希望する場合は、金額が異なりますのであらかじめ、下記公文書監理室まで御連絡ください。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしも御希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前にあらかじめ担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：10月18日から11月17日まで（土・日曜日、休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

10:00から17:30まで（昼休み12:00～13:00を除く。）

場所：文部科学省公文書監理室 2階

※本決定通知書及び同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」をお持ちください。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料

写しの送付を希望する場合は、開示実施手数料の他に郵送料（郵便切手）が必要となります。郵送料（郵便切手）を同封の上、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を以下の郵送先まで送付してください。

<郵送先>

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房総務課公文書監理室情報公開係

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定です。

※郵送料：定形外郵便物（250gまで）250円（複写機により白黒で複写したものの交

付の場合の郵送料となります。)

* 問合せ先

(決定の内容について) 文化庁参事官(文化創造担当) 暮らしの文化・アートグループ
TEL 075-330-6720

(実施方法等について) 文部科学省大臣官房総務課公文書監理室
TEL 03-5253-4111(代表) 内線 2572

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10ページは「複写機により白黒で複写したもの」を受け、残りは閲覧する等)もできます。

一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の複写機により白黒で複写したものを受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「* 問合せ先」に記載した担当まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料(郵便切手)が必要になりますので、「行政文書の開示に実施方法等申出書」に郵送料(郵便切手)を同封の上、文部科学省大臣官房総務課公文書監理室まで送付してください。

CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしも御希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

○150ページある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

○150ページある行政文書の複写機により白黒で複写したものの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

○150ページある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページについて複写機により白黒で複写したものの交付を受ける場合(残りの30ページは開示を受けない)：

閲覧に係る基本額100円 + 複写機により白黒で複写したものの交付に係る基本額200円 = 計300円
→ 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示決定等に係る不服申立て等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(令和26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国(国を代表するものは法務大臣となります。)を被告として、この決定を取消しを求める訴訟を提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。)

なお、裁判所については、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄となります。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

5 問合せ先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

令和 3 年 10 月 13 日

行政文書の開示の実施方法等申出書

文化庁長官 殿

氏名又は名称 **田中智之**

住所又は居所 名古屋市中区丸の内2丁目7番19号
丸の内タナカビル 5階

連絡先電話番号 052-218-3655

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日付 令和3年10月11日
文書番号 3受文庁第2595号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
別紙のとおり	A4判文書43枚 (片面43枚)	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
	A3判文書2枚 (片面2枚)	2 複写機により 白黒で複写した ものの交付	①全部 ②一部 ()
		3	①全部 ②一部 ()


3 開示文書の閲覧を希望する日 令和 年 月 日

* 行政文書開示決定通知書「(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載の期間内の日を御記載ください。

4 「写しの送付」の希望の有無

有
 無

: 同封する郵便切手の額 250円

開示実施手数料 <u>150</u> 円	ここに収入印紙を貼ってください ずお読みください。 じて、必要額の収 下の金額は文書全 。) 。	(受付印)
	 入体 100円	①閲覧を希望される場合 無料
②複写機により白黒で複写したものの交付を希望される場合 150 円		
上記以外の実施を御希望の場合は、御提出前にお問い合わせください。		

* 問合せ先

(決定の内容について) 文化庁参事官(文化創造担当) 暮らしの文化・アートグループ TEL 075-330-6720
(実施方法等について) 文部科学省大臣官房総務課公文書監理室 TEL 03-5253-4111 (代表) 内線 2572

